

小売業の労働災害をなくそう!!

群馬労働局 労働基準部 健康安全課

平成27年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上労働災害のうち、**小売業は10.8%**を占めており、全産業に占める割合は増加傾向にあります。

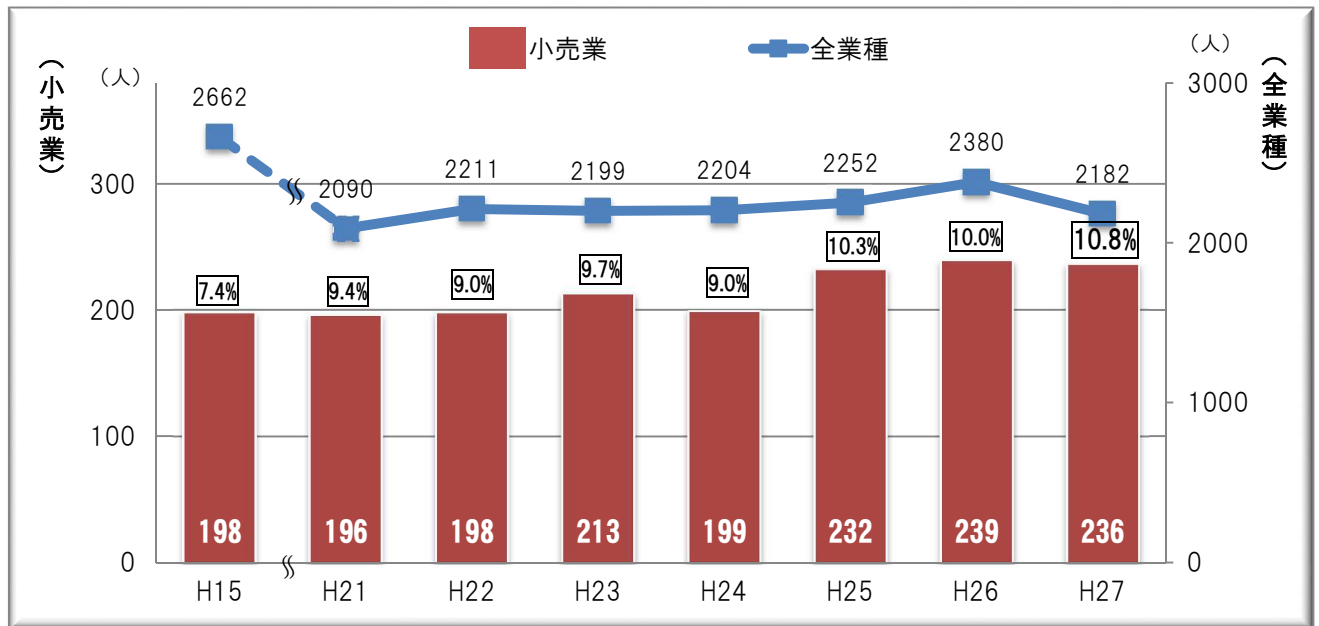


図-1 全業種及び小売業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

小売業の内訳では、**転倒災害(31.4%)**が最も多く、次いで交通事故(16.1%)となっています。

転倒災害については、高い割合で推移しています。

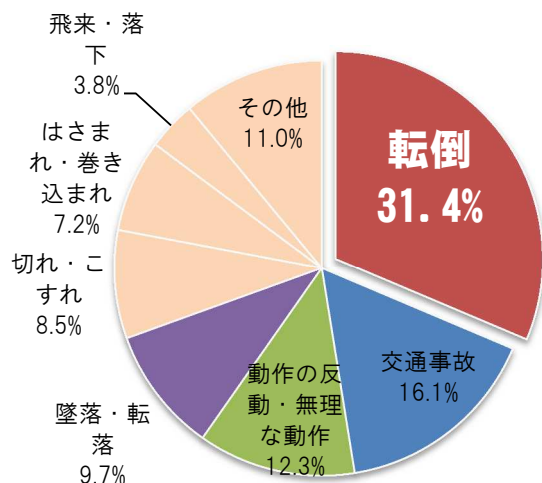


図-2 小売業での事故の型別労働災害発生状況(平成27年)
資料:労働者死傷病報告

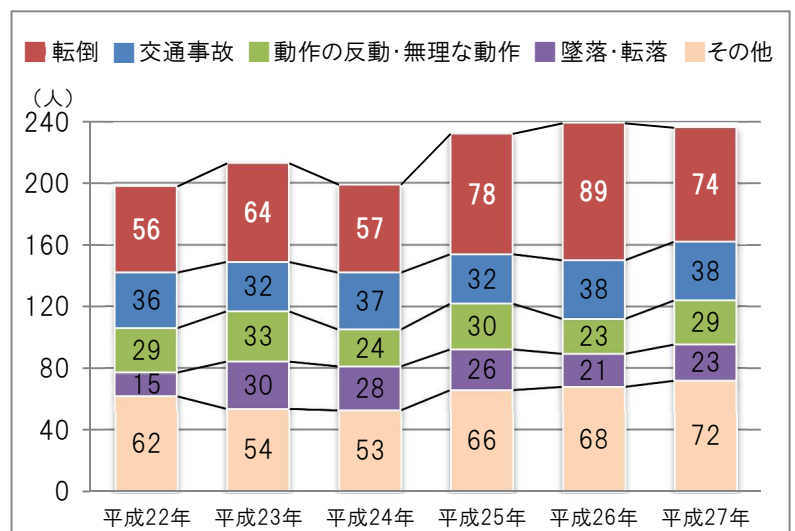


図-3 小売業での年別・事故の型別労働災害発生状況
資料:労働者死傷病報告

小売業における労働災害の主な発生原因は概ね以下のように分類されます。

		転倒	墜落、転落	交通事故 (道路)	動作の反動、無理な動作	切れ、こすれ	はさまれ、巻き込まれ	飛来、落下	その他	総計
物販・設備・構築物・建築物	通路	28	1		2				1	32
	階段、棧橋	2	9							11
	作業床、歩み板	7	1							8
	建築物、構築物		1					2	1	4
乗物	6	1	32	1			3			43
動力運搬機	3	3	3	1			2	1	1	14
荷	3	1		19	1	1	1	1	6	32
人力機械工具等	6		2		14	6	1	3		32
動力機械		1		1	2	2				6
用具	3	4			1		1	2		11
環境等	4		1						2	7
その他	12	1		5	2	1	5	10		36
合計	74	23	38	29	20	17	9	26		236

図-4 小売業での事故の型別・起因物別労働災害発生状況(平成27年) 資料:労働者死傷病報告

転倒災害

災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。物等の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 = 4S(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない
- ・床面の凹凸をできるだけなくす
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- ・通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

- ・荷台、通路などの床面をよく清掃する
- ・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です

《災害事例》52歳・男性

荷物を運搬中、荷物で足元が見えず足を踏み外して転倒した。
(休業6か月の骨折)



交通事故

交通事故は**車やバイクでの配達中**に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での原則不履行等となっています。

安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行きましょう。



《災害事例》 44 歳・男性
新聞配達中に、交差点でトラックと出会い頭に衝突した。(全身打撲傷で死亡)

動作の反動、無理な動作災害（腰痛）

物を持ちたり、運搬中に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は膝型を守り、重量制限や運搬機械の活用をしましょう。



《災害事例》 62 歳・女性
商品仕分け作業中に中腰で 5~10kg 程度の商品を持ったところ腰痛で動けなくなった。(休業6か月の腰痛)

転落災害

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が原因です。

安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》 56 歳・女性
高さ60cmの踏み台上で品出し中、足を踏み外して転落した。(休業1か月の打撲傷)

切れ・こすれ災害、 はさまれ・巻き込まれ災害

店舗の食品加工場においてスライサー機や包丁によるものが多く、物の鋭角部による災害もみられます。

回転刃等を内蔵している機械は、手が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

人力運搬機（ロールボックスパレット、台車等）と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しましょう。

床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしましょう（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）。



《災害事例》 55 歳・女性
精肉加工室でスライサー取扱中に、目詰まりを直そうと投入口に手を入れた際、巻き込まれてしまった。(休業1か月の骨折)

4 S 活動を進めましょう

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止等」に効果のある日常の活動として、4S活動があります。4S(整理・整頓・清掃・清潔)の意味と進め方は次のとおりです。

【整理】 必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること

進め方

- ① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。
- ② 区域ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する(定期的に行う)。
- ③ 店長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
- ④ チェック結果に基づき改善し、また、必要に応じ廃棄基準を見直す。

【整頓】 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で置くこと

進め方

- ① 現状を把握する(品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離)。
- ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する(種類・量とも絞り込み、移動距離を短くすること)。
- ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。
- ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
- ⑤ 以上のルールに従って整頓する。
- ⑥ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。

【清掃】 身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと

【清潔】 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること

労働災害防止活動と作業改善の相乗効果

「店舗の効率的な運営・管理」「お客様へのサービスレベルの向上」「他の法令の順守」を進めることが作業改善、環境改善につながり、労働災害防止活動との相乗効果が生まれます。

○店舗の効率的な運営・管理

- 商品の運搬方法や配置を効率的なものに改善することで、従業員の運搬、積み替え作業も無理のないものになります。
- 店舗での商品の整理整頓、バックヤードでの積み荷などの整理整頓・工夫により、カートでの移動が容易になり、つまずきによる転倒などもなくなります

○お客様へのサービスレベルの向上

- わかりやすい商品配列により、お客様の商品の選択が容易になるだけでなく、従業員にとっても配列作業が簡単になります。
- 鮮魚・精肉部門での包丁のメンテナンスをしっかりと行うことは、従業員のけがの防止に効果があるだけでなく、お客様にとっても品質の良い商品の提供につながります。

○他の法令の順守

- 食品衛生法を順守するためには、適切な調理器具の安全管理・衛生管理が不可欠ですが、このことは、同時に、従業員の労働安全・衛生の向上にも重要です。
- 消防法順守のために売り場の商品や在庫、什器の適切な配置や管理を進めることは、転倒・衝突を抑制する効果があり、安全な職場環境の整備にとって非常に重要です。

群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736 fax 027-896-2111
<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>